

基本施策 6 国民健康保険・介護保険

基本施策 6 「国民健康保険・介護保険」

施策 1 「国民健康保険事業の適正な運営」

1. 国民健康保険事業

【国保年金課】

(1) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項（保険給付、保険料の徴収その他の重要事項）を審議するため、国民健康保険事業の運営に関する協議会を置いています（法第 11 条第 2 項）。

		開催月	附議内容
令和 5 年度	令和 5 年第 2 回	令和 5 年 8 月	・令和 4 年度決算について
	令和 5 年第 3 回	令和 5 年 11 月	・第 3 期保健事業実施計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画（案）について
	令和 6 年第 1 回	令和 6 年 2 月	・国民健康保険条例の一部改正について ・令和 5 年度 3 月補正予算案について ・令和 6 年度予算案について ・第 3 期保健事業実施計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画について

(2) 被保険者の状況

① 国保加入状況

国保加入の年度別推移

年度	年度末現在		国保世帯数		国 保 被 保 険 者 数									
	世帯数	人口	年度末現在		年度末現在 被保険者数	加入率 (%)	年間平均 被保険者数	一 般		年間平均 被保険者数	退 職			
			世帯数	加入率 (%)				年度末現在			年間平均 被保険者数	年度末現在		年間平均 被保険者数
								被保険者数	構成比 (%)			被保険者数	構成比 (%)	
3	313,581	645,972	79,316	25.3	113,676	17.6	117,115	113,676	100.0	117,115	0	0.0	0	
4	317,341	647,597	75,827	23.9	107,281	16.6	111,621	107,281	100.0	111,621	0	0.0	0	
5	321,114	648,594	73,687	22.9	102,670	15.8	105,816	102,670	100.0	105,816	0	0.0	0	

※ 年度末現在の世帯数及び人口は、住民基本台帳登録数

※ 年間平均は 3 月末日から翌年 2 月末日までの平均

※ 「退職」・・・長い間会社や官公署などに勤めて年金受給権のある方とその被扶養者の方が加入する制度
平成 20 年 4 月の法改正により原則廃止

② 年度別世帯・被保険者異動状況

資格取得の年度別推移

(単位: 人 (%))

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	合 計
3	5,524 (22.8)	17,350 (71.7)	214 (0.9)	325 (1.4)	3 (0.0)	775 (3.2)	24,191
4	6,424 (25.2)	17,672 (69.3)	245 (1.0)	261 (1.0)	2 (0.0)	888 (3.5)	25,492
5	6,455 (25.3)	17,738 (69.4)	247 (1.0)	264 (1.0)	2 (0.0)	840 (3.3)	25,546

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

資格喪失の年度別推移

(単位:人(%))

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	合 計
3	5,364(18.5)	14,424(49.9)	616(2.1)	817(2.8)	6,094(21.1)	1,609(5.6)	28,924
4	5,602(17.6)	16,027(50.3)	608(1.9)	798(2.5)	7,335(23.0)	1,517(4.7)	31,887
5	5,172(17.2)	15,540(51.5)	574(1.9)	812(2.7)	6,702(22.2)	1,357(4.5)	30,157

③年齢別被保険者数

年齢別被保険者数(令和5年度末)

年齢 ※1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計 (人)	割合 (%)
0～9 歳	245	268	279	290	355	367	358	408	390	423	3,383	3.3
10～19 歳	383	426	436	478	472	495	472	427	590	618	4,797	4.7
20～29 歳	735	889	1,009	1,018	1,033	1,017	1,007	989	898	943	9,538	9.3
30～39 歳	892	836	828	825	823	876	930	941	954	972	8,877	8.6
40～49 歳	1,088	1,111	1,067	1,088	1,154	1,136	1,199	1,230	1,283	1,468	11,824	11.5
50～59 歳	1,509	1,469	1,482	1,625	1,566	1,570	1,497	1,366	1,379	1,543	15,006	14.6
60～69 歳	1,564	1,594	1,722	1,796	1,945	2,493	2,600	3,062	3,308	3,617	23,701	23.1
70～79 歳	4,033	4,660	4,947	5,497	6,407	-	-	-	-	-	25,544	24.9
合計											102,670	100.0

※ 平成20年4月より75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害(身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の人等)のある方で加入を希望する方は後期高齢者医療制度へ移行

※1 縦軸は年代、横軸は1桁目の年齢を表す

(3) 保険給付状況

①療養の給付及び療養費

療養の給付及び療養費の割合

区分	保険者負担割合	一部負担割合
義務教育就学前	8割	2割
義務教育就学以降～69歳	7割	3割
退職被保険者等	7割	3割
70歳～74歳の人	8割	2割
70歳～74歳の人で現役並み所得者	7割	3割

※ 上記の割合は医療費（費用額）10割に対する割合

②入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時食事療養費（標準負担額）

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として下表の標準負担額を自己負担して、残りを保険者が負担します。

区分	標準負担額
下記以外の人	1食 460円 ^{※1}
市民税非課税世帯 69歳以下的人是区分オ	過去12か月間に入院日数が 90日以内の入院の場合 1食 210円 ^{※2}
70歳以上的人是低所得Ⅱ	
市民税非課税世帯 70歳以上の人で低所得Ⅰ	90日を超える入院の場合 1食 160円 ^{※3}
	1食 100円 ^{※2}

※1 一部 260円の場合があります

※2 事前に「標準負担額減額認定証」の交付を受け医療機関に提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して市民税非課税世帯区分であることを確認できた場合

※3 事前に 90日を超える入院がある旨を申し出て、長期入院該当の認定のある「標準負担額減額認定証」を提示した場合

入院時生活療養費（標準負担額）

65歳以上的人在療養病床に入院したときは、食費と居住費の一部を自己負担して、残りを保険者が負担します。

区分	標準負担額	
	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
下記以外の人	460円 ^{※1}	370円 ^{※2}
市民税非課税世帯 69歳以下的人是区分オ 70歳以上的人是低所得Ⅱ	210円	370円 ^{※2}
市民税非課税世帯 70歳以上の人で低所得Ⅰ	130円	370円 ^{※2}

※1 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合があります

※2 難病患者等は異なります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

療養諸費費用額負担区分の年度別推移 (単位:千円)

年度		療 養 の 給 付					療 養 費					合 計				
		件 数	費用額	保険者負担分	一 部負担金	他 法負担分	件 数	費用額	保険者負担分	一 部負担金	他 法負担分	件 数	費用額	保険者負担分	一 部負担金	他 法負担分
3	一般	1,766,238	40,225,279	29,612,787	9,425,804	1,186,688	42,203	422,497	309,778	112,719	0	1,808,441	40,647,776	29,922,565	9,538,523	1,186,688
	退職	-1	-23	-16	-4	-3	0	0	0	0	0	-1	-23	-16	-4	-3
	合計	1,766,237	40,225,256	29,612,771	9,425,800	1,186,685	42,203	422,497	309,778	112,719	0	1,808,440	40,647,753	29,922,549	9,538,519	1,186,685
4	一般	1,737,096	39,216,639	28,841,752	9,170,765	1,204,121	41,090	412,988	301,524	111,464	0	1,778,186	39,629,627	29,143,276	9,282,230	1,204,121
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,737,096	39,216,639	28,841,752	9,170,765	1,204,121	41,090	412,988	301,524	111,464	0	1,778,186	39,629,627	29,143,276	9,282,230	1,204,121
5	一般	1,698,315	38,590,552	28,328,789	9,108,917	1,152,847	38,876	379,621	277,782	101,838	0	1,737,191	38,970,173	28,606,571	9,210,755	1,152,847
	退職	0	-26	-18	-8	0	0	0	0	0	0	0	-26	-18	-8	0.
	合計	1,698,315	38,590,526	28,328,770	9,108,909	1,152,847	38,876	379,621	277,782	101,838	0	1,737,191	38,970,146	28,606,553	9,210,747	1,152,847

※ 療養の給付には「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」C表、F表における療養費等の食事療養・生活療養を含みます
※ 療養費には「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」C表、F表における移送費を含みます
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

療養の給付（診療費）の年度別状況

年度		入 院					入 院 外					歯 科					合 計				
		件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)	件数	費用額 (千円)	1件当り 費用額 (円)	1人当り 費用額 (円)	受診率 (%)
3	一 般	22,450	14,359,408	639,617	122,609	19.169	873,654	14,168,222	16,217	120,977	745.980	242,015	3,080,556	12,729	26,304	206.647	1,138,119	31,608,186	27,772	269,890	971.796
	退 職	0	-5	-	-	-	0	-1	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-6	-	-	-
	合 計	22,450	14,359,403	639,617	122,609	19.169	873,654	14,168,221	16,217	120,977	745.980	242,015	3,080,556	12,729	26,304	206.647	1,138,119	31,608,180	27,772	269,890	971.796
4	一 般	20,729	13,589,451	655,577	121,746	18.571	856,786	14,187,552	16,559	127,105	767.585	240,855	3,081,201	12,793	27,604	215.779	1,118,370	30,858,203	27,592	276,455	1001.935
	退 職	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	合 計	20,729	13,589,451	655,577	121,746	18.571	856,786	14,187,552	16,559	127,105	767.585	240,855	3,081,201	12,793	27,604	215.779	1,118,370	30,858,203	27,592	276,455	1001.935
5	一 般	20,561	13,574,790	660,220	128,287	19.431	832,590	13,669,148	16,418	129,178	786.828	233,176	2,964,029	12,712	28,011	220.360	1,086,327	30,207,967	27,807	285,476	1026.619
	退 職	0	-13	-	-	-	0	-13	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-26	-	-	-
	合 計	20,561	13,574,777	660,220	128,287	19.431	832,590	13,669,135	16,418	129,178	786.828	233,176	2,964,029	12,712	28,011	220.360	1,086,327	30,207,941	27,807	285,476	1026.619

※ 受診率は、件数を年間平均被保険者数で除したもの
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

③高額療養費

1) 69 歳以下の人

1. 同一世帯内で、同一診療月に支払った医療費の一部負担金を個人ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科はそれぞれ別算定）に算定し、21,000 円以上の一部負担金のみを合算、その合計額が次表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が高額療養費として支給されます。
2. 同じ世帯内で高額療養費の該当が、その診療月を含めた過去 12 か月間に 3 回以上あった場合、4 回目以降にあたる月は次表の 4 回以上自己負担限度額が適用されます。
3. 厚生労働大臣の定める疾病に係る同一診療月の一部負担金が 10,000 円（一部 20,000 円の場合あり）を超えると、その超えた額が現物給付により支給されます。
4. あらかじめ市から限度額適用認定証の交付を受け受診時に医療機関へ提示するか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合、同一人が同一診療月に同一医療機関（ただし同一医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別算定）でかかった医療費の一部負担金が次表の自己負担限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。

自己負担限度額

区分		1 か月の自己負担限度額
ア	基礎控除後の総所得金額等が 901 万円を超える世帯	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (4 回以上 140,100 円)
イ	基礎控除後の総所得金額等が 600 万円を超え 901 万円以下の世帯	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (4 回以上 93,000 円)
ウ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円を超え 600 万円以下の世帯	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (4 回以上 44,400 円)
エ	基礎控除後の総所得金額等が 210 万円以下の世帯	57,600 円 (4 回以上 44,400 円)
オ	市民税非課税世帯	35,400 円 (4 回以上 24,600 円)

2) 70 歳以上 74 歳以下の人

1. 外来の場合、個人ごとに全ての一部負担金を合算し、それぞれの合計額が次表の個人の限度額を超えた場合はその超えた額が高額療養費として支給されます。また、同一人が同一診療月に同一医療機関で支払う医療費の一部負担金は次表の個人の限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。
2. 同一人、同一診療月、同一医療機関での入院に係る医療費の一部負担金は次表の入院時の限度額までとなり、自己負担限度額を超えた額は現物給付により支給されます。
3. 70 歳以上の人がかかった全ての一部負担金（上記 1、2 で算定された高額療養費を差し引いてなお残る自己負担額）を合算し、次表の世帯の限度額を超える場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。
4. 世帯単位での高額療養費の該当が、その診療月を含めた過去 12 か月間に 3 回以上あった場合、4 回目以降にあたる月は次表の 4 回以上自己負担限度額が適用されます。
5. 現役並み所得者Ⅱ、Ⅰ該当者及び低所得Ⅱ、Ⅰ該当者は事前に限度額適用認定証の交付を受け医療機関に提示を行うか、医療機関がオンライン資格確認を利用して区分を確認することができた場合のみ次表のそれぞれの限度額が適用となります。いずれかの方法で区分の確認ができない場合、現役並み所得者Ⅱ、Ⅰ該当者については「現役並み所得者Ⅲ」の限度額が、低所得Ⅱ、Ⅰ該当者については「一般」の限度額が適用されます。これらの場合、本来の限度額との差額は高額療養費として支給されます。なお、現役並み所得者Ⅲ及び一般該当者は、保険証の提示にて限度額が適用されます。

自己負担限度額

区分	1 か月の自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円 ＋（医療費の総額 － 842,000 円）× 1% （4 回以上 140,100 円）	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円 ＋（医療費の総額 － 558,000 円）× 1% （4 回以上 93,000 円）	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円 ＋（医療費の総額 － 267,000 円）× 1% （4 回以上 44,400 円）	
一般※ ¹	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 （4 回以上 44,400 円）
低所得Ⅱ※ ² （市民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ※ ³ （市民税非課税世帯）	8,000 円	15,000 円

※¹ 一般：現役並み所得者Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ及び低所得Ⅱ、Ⅰ以外の人

※² 低所得Ⅱ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税である人（低所得Ⅰ以外の人）

※³ 低所得Ⅰ：同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が市民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の人

※若年と高齢の世帯合算：70 歳以上の人の高額療養費の算定後なお残る自己負担額は、同一世帯の若年（69 歳以下）の高額療養費の算定の際に合算することができます。

高額療養費の年度別推移

年度	一般被保険者分		退職被保険者等分		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
3	87,800	4,294,895,246	0	-1,377	87,800	4,294,893,869
4	83,964	4,175,096,243	0	0	83,964	4,175,096,243
5	81,712	4,260,373,797	0	-3,910	81,712	4,260,369,887

④出産育児一時金

国民健康保険加入者が出産したときに、申請により 1 件につき、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産は 500,000 円、令和 5 年 3 月 31 日以前は 420,000 円が支給されます。

※産科医療補償制度に未加入の産科医療機関で出産した場合、令和 5 年 4 月 1 日以降の出産は 488,000 円、令和 5 年 3 月 31 日以前は 408,000 円が支給されます。

⑤葬祭費 1 件 50,000 円

出産育児一時金・葬祭費の年度別推移

年度	出産育児一時金		葬祭費		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
3	344	144,064,000	716	35,800,000	1,060	179,864,000
4	289	120,820,000	704	35,200,000	993	156,020,000
5	277	135,800,000	710	35,500,000	987	171,300,000

※「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より記載のため、決算額とは一致しません。

(4) 医療費通知の状況

健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に、医療機関でかかった医療費を知らせる「医療費通知」を送付します。

医療費通知の年度別推移

年度	対象内容	対象月	通知年月	通知件数(世帯)
3	全受診 世帯 (3回)	令和2年11月～12月診療分	令和3年5月	57,137
		令和3年1月～6月〃	3年11月	73,772
		7月～10月〃	4年1月	65,912
			合 計	196,821
4	全受診 世帯 (3回)	令和3年11月～12月診療分	令和4年5月	57,412
		令和4年1月～6月〃	4年11月	73,696
		7月～10月〃	5年1月	64,901
			合 計	196,009
5	全受診 世帯 (3回)	令和4年11月～12月診療分	令和5年5月	55,221
		令和5年1月～6月〃	5年11月	71,135
		7月～10月〃	6年1月	62,287
			合 計	188,643

(5) 保険料

① 賦課期日 4月1日(本算定 6月1日)

② 料率等

1) 医療分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×6.67%
被保険者均等割額……………被保険者1人について35,100円
賦課限度額……………65万円

2) 後期高齢者支援金分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×2.69%
被保険者均等割額……………被保険者1人について10,700円
賦課限度額……………24万円

3) 介護分

所得割額……………基礎控除後の総所得金額等×1.49%
被保険者均等割額……………被保険者1人について11,500円
賦課限度額……………17万円

③ 納付方法

- ・口座振替
- ・納付書による自主納付
- ・年金からの特別徴収

④ 納付回数

10回

⑤ 保険料の均等割軽減

1) 低所得者に対する軽減

- ・前年の所得金額が 43 万円＋「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数－1 人) ×10 万円」以下の世帯について応益部分 (均等割) の 70/100 を軽減
- ・前年の所得金額が 43 万円＋(295,000 円×被保険者数と特定同一世帯所属者)＋「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数－1 人) ×10 万円」以下の世帯について応益部分 (均等割) の 50/100 を軽減
- ・前年の所得金額が 43 万円＋(545,000 円×被保険者数と特定同一世帯所属者)＋「(世帯主と被保険者全員の内、給与もしくは年金所得がある人数－1 人) ×10 万円」以下の世帯について応益部分 (均等割) の 20/100 を軽減

2) 未就学児に対する軽減

未就学 (小学校就学前) の均等割額は、5 割軽減されます。上記、低所得者に対する軽減が適用される世帯の未就学児は、低所得者に対する減額を適用後に 5 割軽減されます。

⑥ 産前産後期間の保険料免除

出産する方の出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月相当分 (多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月相当分) の所得割額および均等割額は免除されます。

(6) 保険料率等の状況

年度		応能割	応益割	限度額 (万円)
		所得割 (%)	均等割 (円)	
4	医療分	6.50	32,360	65
	後期高齢者支援金分	2.63	8,590	20
	介護分	1.20	9,610	17
5	医療分	6.50	32,360	65
	後期高齢者支援金分	2.63	8,590	22
	介護分	1.20	9,610	17
6	医療分	6.67	35,100	65
	後期高齢者支援金分	2.69	10,700	24
	介護分	1.49	11,500	17

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(7) 保険料収納区分の状況

保険料収納区分の状況（令和５年度）

区分	世帯数	収納金額 (千円)	比率	
			世帯数 (%)	収納金額 (%)
口座振替	20,783	3,619,160	28.20	37.54
自主納付	39,570	4,877,547	53.70	50.60
特別徴収	13,334	1,143,232	18.10	11.86
合 計	73,687	9,639,939	100.00	100.00

※ 収納額は、還付未済額を除く

保険料の年度別収納状況

区分 年度		現 年 賦 課 分			滞 納 繰 越 分		
		調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)
3	一般	10,902,353,300	9,936,456,899	91.14	2,509,238,732	685,877,580	27.33
	退職	0	0	－	4,033,219	2,338,178	57.97
	合計	10,902,353,300	9,936,456,899	91.14	2,513,271,951	688,215,758	27.38
4	一般	11,178,781,170	10,239,380,966	91.60	2,348,506,116	741,130,217	31.56
	退職	0	0	－	1,692,706	945,695	55.87
	合計	11,178,781,170	10,239,380,966	91.60	2,350,198,822	742,075,912	31.58
5	一般	10,448,559,690	9,639,938,991	92.26	2,151,624,231	675,021,669	31.37
	退職	0	0	－	725,441	407,131	56.12
	合計	10,448,559,690	9,639,938,991	92.26	2,152,349,672	675,428,800	31.38

2. 後期高齢者医療制度

【国保年金課】

本制度は千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体であります。市の窓口で資格取得・喪失の届出や高額療養費申請などの受付業務や保険料の徴収事務を行っています。

対象は75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害（身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の人等）のある方で加入を希望する方です。

(1) 一部負担金の割合及び自己負担限度額

医療費の自己負担額（一部負担金）の割合は8月1日から翌年の7月31日までの1年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。

区分	一部負担金の割合	1か月の自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）	3 割	252,600 円 ＋（医療費 － 842,000 円）× 1% （140,100 円 ^{※1} ）	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）		167,400 円 ＋（医療費 － 558,000 円）× 1% （93,000 円 ^{※1} ）	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）		80,100 円 ＋（医療費 － 267,000 円）× 1% （44,400 円 ^{※1} ）	
一般Ⅱ	2 割	6,000 円＋（医療費－30,000 円）×10% または 18,000 円の低い方を適用 ^{※4} （年間上限 144,000 円 ^{※3} ）	57,600 円 （44,400 円 ^{※2} ）
一般Ⅰ	1 割	18,000 円 （年間上限 144,000 円 ^{※3} ）	
低所得者Ⅱ （市民税非課税世帯）		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ （市民税非課税世帯）			15,000 円

※1 過去 12 か月以内に高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額

※2 過去 12 か月以内に「外来＋入院（世帯単位）」の高額療養費の支給を 3 回受けた時の 4 回目以降の限度額

※3 1 年間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）のうち所得区分が「一般」または「市民税非課税世帯」であった月の外来（個人単位）の自己負担額の合計額の上限額

※4 新設された一部負担金割合が 2 割の区分に対し、負担を抑えるための配慮措置を適用した限度額で、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、1 割と比較した場合の 1 か月の負担増加額を 3,000 円に抑えるもの（入院の医療費は対象外）

(2) 入院中の食事についての負担金

入院したときの食事代は、医療費とは別に定額の自己負担となります。また、療養病床に入院した時は、食事代と居住費の一部が自己負担となります。

区分	内容
現役並み所得者 及び 一般	1 食当り 460 円 ^{※1}
低所得者Ⅱ ^{※2} ※過去 12 か月の低所得者Ⅱの入院日数が 91 日以上となった場合、 申請月の翌月から下段を適用	1 食当り 210 円 1 食当り 160 円
低所得者Ⅰ ^{※2}	1 食当り 100 円

※1 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は、260 円

※2 低所得者Ⅱ・Ⅰの方が、減額の適用を受けるには申請が必要

(3) 保険料

保険料率は、千葉県後期高齢者医療広域連合において決定しており、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

- ① 賦課期日 4月1日（本算定 7月1日）
- ② 料率等 所得割額…………基礎控除後の総所得金額等×9.11%※1
均等割額…………43,800円
賦課限度額…………80万円※2

※1 令和6年度は、令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、8.45%

※2 令和6年度は73万円（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は80万円）

- ③ 納付方法 特別徴収（年金天引き）
普通徴収（口座振替または納付書払い）
- ④ 納付回数 特別徴収 年6回
普通徴収 年8回

⑤ 保険料の軽減

1) 低所得者に対する軽減

世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて軽減します。

- 43万円+10万円×{給与・年金所得者数-1}（※）以下
…………均等割額の70/100を軽減
- 43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×{給与・年金所得者数-1}（※）以下
…………均等割額の50/100を軽減
- 43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×{給与・年金所得者数-1}（※）以下
…………均等割額の20/100を軽減

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する者が2人以上いる場合には、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加えます。

- ・給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える。
- ・65歳以上（前年の12月31日現在）で公的年金収入（15万円の特別控除後）が110万円を超える。
- ・65歳未満（前年の12月31日現在）で公的年金収入が60万円を超える。

2) 被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入前日まで被用者保険の被扶養者であった被保険者について、被保険者の資格を得た月から、24か月のみ均等割額の50/100を軽減します（所得割額はかかりません）。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 保険料率の年度別推移

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)
4	8.39	43,400	66
5	8.39	43,400	66
6	9.11 ^{※1}	43,800	80 ^{※2}

※保険料率は千葉県後期高齢者医療広域連合にて決定

※1 令和6年度は、令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、8.45%

※2 令和6年度は73万円（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は80万円）

(5) 年間平均被保険者数

平均寿命の延伸により、被保険者数は増加傾向となっています。

年度	被保険者数 (人)
3	81,192
4	84,766
5	88,147

(6) 保険料の年度別収納状況

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率
3	特別徴収	4,200,670,500	4,200,670,500	100.00%
	普通徴収	2,707,830,100	2,661,893,810	98.30%
	滞納繰越分	96,510,540	26,427,860	27.38%
	合計	7,005,011,140	6,888,992,170	98.34%
4	特別徴収	4,274,393,300	4,274,393,300	100.00%
	普通徴収	3,012,574,700	2,959,106,750	98.23%
	滞納繰越分	94,624,370	23,397,690	24.73%
	合計	7,381,592,370	7,256,897,740	98.31%
5	特別徴収	4,409,713,600	4,409,713,600	100.00%
	普通徴収	3,020,274,100	2,972,517,300	98.42%
	滞納繰越分	107,477,230	28,754,440	26.75%
	合計	7,537,464,930	7,410,985,340	98.32%

施策2 「介護保険事業の適正な運営」

◆ 1. 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【介護保険課】

【高齢者福祉課】

市では、老人保健法及び老人福祉法に基づき平成6年に「船橋市老人保健福祉計画」を策定し、高齢化の進展に対応すべく様々な施策を推進してきました。その後、介護保険法に基づき平成12年にスタートした介護保険制度を円滑に実施するための「介護保険事業計画」と一体的な計画として平成12年3月、新たに「第2次船橋市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」、平成15年3月には介護保険の初めての見直しにあわせて「第3次船橋市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」を策定しました。平成18年3月には、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制を構築するための介護保険法の制度改正を踏まえ、「第4次船橋市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定、そして平成21年3月には「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭に置いた取組みを進めてきました。

この間にも高齢者人口は増加し、団塊の世代が高齢期を迎える平成24年以降はさらに高齢化が進みました。高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域で支えるしくみづくりが急務となりました。

上記の状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、平成24年度から「第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」及び「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者施策を推進してまいりました。そして、「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、より充実した高齢者施策を推進してまいりました。

令和3年度からの介護保険制度改正では、令和22年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ることとなります。令和3年度を初年度とする「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進してまいります。

令和6年度からの介護保険制度改正では、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を迎えることになり、さらには、2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）が急減することが見込まれており、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標など、優先順位を検討していくことが重要となります。

このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和6年度を初年度とする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

2. 介護保険事業運営協議会

【介護保険課】

介護保険事業計画の策定など、介護保険に関する施策の立案及びその実施を円滑かつ適切に行うため、介護保険事業運営協議会を置いています。

《委員の構成》

- | | |
|--------------------|------|
| 1. 学識経験者 | 2 人 |
| 2. 保健・医療又は福祉の専門家 | 10 人 |
| 3. 被保険者の代表者 | 2 人 |
| 4. 要介護等被保険者の家族の代表者 | 3 人 |

3. 介護保険制度の概要

【介護保険課】

介護保険制度は、老人福祉制度と老人保健制度によって行われていた介護の問題について、制度の一本化を図ったものであり、保健・医療・福祉制度の再編を行ったものです。

背景としては、急激な高齢化の進展、核家族化、女性の社会進出等による社会構造の変化により介護を家族の問題から社会全体で支えあう仕組みにする必要があったためです。

(1) 保険者

市町村が保険者となり、その区域内に住所を有する被保険者に対する介護保険制度を運営します。

(2) 被保険者の範囲

1. 65歳以上の人(第1号被保険者)
2. 40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)

(3) サービスの内容

居宅サービスとしては、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給及びサービス計画費の支給があります。なお、予防給付の訪問介護と通所介護につきましては、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業として、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行しました。

また、平成21年7月から認知症高齢者等の在宅生活を支援するための認知症訪問支援サービス(市町村特別給付)を実施しております。

施設サービスとしては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院への入所(入院)があります(※介護療養型医療施設は令和6年度より廃止となります)。

地域密着型サービスとしては、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護があります。

(4) 利用者負担

介護サービスを利用すると、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割が利用者負担額となります。その利用者負担額が高額となる場合には、所得に応じて高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給があります。

その他に施設入所、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した場合は、食費、居住費(滞在費)及び日常生活費などが自己負担となりますが、低所得の人の施設入所やショートステイの利用が困難とならないよう、申請によりその食費、居住費(滞在費)の自己負担額が減額となる場合があります。

4. 介護保険被保険者の状況

【介護保険課】

(1) 被保険者数

被保険者数

(単位：人)

年齢区分 \ 年度	3	4	5
65歳以上 75歳未満	70,235	66,148	63,166
75歳以上	84,782	88,755	91,754
(再掲)外国人被保険者	707	780	855
(再掲)住所地特例	737	771	848
第1号被保険者合計	155,017	154,903	154,920
第2号被保険者	228,061	230,630	232,130
被保険者合計	383,078	385,533	387,050

(2) 被保険者の異動状況

資格取得

(単位：人)

年度	転入	65歳到達	その他	合 計
3	1,146	5,845	29	7,020
4	1,225	5,721	52	6,998
5	1,212	6,135	63	7,410

資格喪失

(単位：人)

年度	転出	死亡	その他	合 計
3	1,255	5,321	34	6,610
4	1,287	5,786	39	7,112
5	1,353	6,009	31	7,393

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 要介護(要支援)認定者数

認定者数

(単位：人)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
3	第1号被保険者	3,394	4,152	6,651	5,008	4,128	3,681	2,321	29,335
	65歳以上75歳未満	420	474	732	586	423	403	304	3,342
	75歳以上	2,974	3,678	5,919	4,422	3,705	3,278	2,017	25,993
	第2号被保険者	44	80	124	144	100	88	90	670
	合 計	3,438	4,232	6,775	5,152	4,228	3,769	2,411	30,005
4	第1号被保険者	3,379	4,118	7,175	5,014	4,248	3,821	2,361	30,116
	65歳以上75歳未満	347	431	727	514	402	403	302	3,126
	75歳以上	3,032	3,687	6,448	4,500	3,846	3,418	2,059	26,990
	第2号被保険者	53	81	124	148	107	89	87	689
	合 計	3,432	4,199	7,299	5,162	4,355	3,910	2,448	30,805
5	第1号被保険者	3,397	4,236	7,661	5,105	4,388	4,130	2,466	31,383
	65歳以上75歳未満	329	430	669	523	381	388	274	2,994
	75歳以上	3,068	3,806	6,992	4,582	4,007	3,742	2,192	28,389
	第2号被保険者	57	76	134	147	119	89	104	726
	合 計	3,454	4,312	7,795	5,252	4,507	4,219	2,570	32,109

5. 介護保険料

【介護保険課】

(1) 保険料の内容

① 介護保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、市町村毎に3年間の給付費の見込みによって算出され、平均して標準給付費の23%を負担することとなります。従って、給付水準の高い市町村ほど保険料が高くなります。

② 賦課基準日 4月1日、または介護保険の第1号被保険者の資格を有した日。

③ 徴収方法

- 1) 特別徴収 年金から天引き
- 2) 普通徴収 納付書払いまたは口座振替払い

④ 保険料額 保険料額(令和5年度)のとおり

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

保険料額(令和5年度)

所得段階	区 分			負担割合	保険料(年額)
第1段階	本人が 市民税 非課税	世帯全員が市民税非課税	生活保護等を受けている人 老齢福祉年金を受給している人 本人の「課税年金収入＋合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.25	16,200円
第2段階			本人の「課税年金収入＋合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.35	22,680円
第3段階			本人の「課税年金収入＋合計所得金額」が120万円を超える人	基準額 ×0.65	42,120円
第4段階		世帯に市民税課税の人がいる	本人の「課税年金収入＋合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.85	55,080円
第5段階			本人の「課税年金収入＋合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	64,800円
第6段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が91万円以下の人		基準額 ×1.10	71,280円
第7段階		本人の合計所得金額が91万円を超え125万円以下の人		基準額 ×1.15	74,520円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人		基準額 ×1.30	84,240円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		基準額 ×1.50	97,200円
第10段階		本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人		基準額 ×1.70	110,160円
第11段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		基準額 ×1.80	116,640円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人		基準額 ×1.90	123,120円
第13段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人		基準額 ×2.00	129,600円
第14段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人		基準額 ×2.10	136,080円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人		基準額 ×2.30	149,040円
第16段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上の人		基準額 ×2.50	162,000円

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 保険料の収納額等の状況

各年度収納状況

年度			収納状況			収納率(%)
			調定額(円):A	不納欠損(円):B	収納額(円):C	:C/(A-B)
3	現 年 度 分	特別徴収	8,690,579,560	0	8,690,579,560	100.00
		普通徴収	950,607,930	0	869,928,700	91.51
		小計	9,641,187,490	0	9,560,508,260	99.16
	滞納繰越分		170,023,486	58,804,256	31,682,416	28.49
	年度合計		9,811,210,976	58,804,256	9,592,190,676	98.36
4	現 年 度 分	特別徴収	8,642,982,640	0	8,642,982,640	100.00
		普通徴収	1,004,115,520	0	922,244,264	91.85
		小計	9,647,098,160	0	9,565,226,904	99.15
	滞納繰越分		159,871,094	52,849,767	31,492,860	29.43
	年度合計		9,806,969,254	52,849,767	9,596,719,764	98.39
5	現 年 度 分	特別徴収	8,581,181,010	0	8,581,181,010	100.00
		普通徴収	1,038,322,890	0	962,461,369	92.69
		小計	9,619,503,900	0	9,543,642,379	99.21
	滞納繰越分		157,246,783	47,152,980	36,056,421	32.75
	年度合計		9,776,750,683	47,152,980	9,579,698,800	98.46

※収納額は、還付未済額を含みません。

6. 介護保険の給付状況

【介護保険課】

(1) 給付内容

① 介護（予防）に関する保険給付

- 1) 居宅介護（介護予防）サービス等給付費
- 2) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 3) 居宅介護（介護予防）住宅改修費
- 4) 居宅介護（介護予防）サービス計画等給付費
- 5) 施設介護サービス等給付費
- 6) 地域密着型介護（予防）サービス等給付費
- 7) 高額介護（予防）サービス費
- 8) 高額医療合算介護（予防）サービス費
- 9) 特定入所者介護（予防）サービス等給付費

②市町村特別給付

市では、市町村特別給付として「認知症訪問支援サービス」を実施しています。

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 保険給付状況

居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位：人)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
3	第 1 号被保険者	675	1, 470	5, 137	4, 365	3, 107	2, 152	1, 252	18, 158
	第 2 号被保険者	16	33	76	139	81	66	48	459
	合 計	691	1, 503	5, 213	4, 504	3, 188	2, 218	1, 300	18, 617
4	第 1 号被保険者	716	1, 417	5, 413	4, 434	3, 138	2, 302	1, 322	18, 742
	第 2 号被保険者	17	39	90	132	74	67	60	479
	合 計	733	1, 456	5, 503	4, 566	3, 212	2, 369	1, 382	19, 221
5	第 1 号被保険者	672	1, 432	5, 735	4, 418	3, 241	2, 466	1, 375	19, 339
	第 2 号被保険者	23	38	98	121	91	67	65	503
	合 計	695	1, 470	5, 833	4, 539	3, 332	2, 533	1, 440	19, 842

(各年度 3 月分)

地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位：人)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
3	第 1 号被保険者	0	4	1, 148	960	761	448	263	3, 584
	第 2 号被保険者	0	0	5	17	9	6	3	40
	合 計	0	4	1, 153	977	770	454	266	3, 624
4	第 1 号被保険者	1	2	1, 269	987	777	474	276	3, 786
	第 2 号被保険者	0	0	8	17	11	4	7	47
	合 計	1	2	1, 277	1, 004	788	478	283	3, 833
5	第 1 号被保険者	2	2	1, 452	995	774	503	273	4, 001
	第 2 号被保険者	0	0	8	16	11	3	8	46
	合 計	2	2	1, 460	1, 011	785	506	281	4, 047

(各年度 3 月分)

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

施設介護サービス受給者数

(単位：人)

年度		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
3	第１号被保険者	2,177	1,238	4	95
	第２号被保険者	20	26	0	2
	合 計	2,197	1,264	4	97
4	第１号被保険者	2,295	1,249	0	96
	第２号被保険者	21	20	0	2
	合 計	2,316	1,269	0	98
5	第１号被保険者	2,443	1,301	1	117
	第２号被保険者	23	26	0	3
	合 計	2,466	1,327	1	120

(各年度３月分)

要介護度別のサービス利用件数

(単位：件)

年度		要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
3	居宅（介護予防）サービス	17,349	39,459	161,852	167,741	127,803	95,506	68,213	677,923
	地域密着型（介護予防）サービス	14	37	13,847	12,213	9,601	5,342	3,269	44,323
	施設サービス	0	0	1,354	3,148	10,609	15,801	10,986	41,898
	合 計	17,363	39,496	177,053	183,102	148,013	116,649	82,468	764,144
4	居宅（介護予防）サービス	17,754	38,477	172,392	167,502	132,570	103,727	68,212	700,634
	地域密着型（介護予防）サービス	5	36	15,368	12,324	9,920	5,778	3,332	46,763
	施設サービス	0	0	1,550	3,102	11,439	16,869	10,977	43,937
	合 計	17,759	38,513	189,310	182,928	153,929	126,374	82,521	791,334
5	居宅（介護予防）サービス	17,620	38,804	186,083	172,075	138,724	111,477	71,019	735,802
	地域密着型（介護予防）サービス	19	25	17,819	12,711	10,022	6,217	3,474	50,287
	施設サービス	1	0	1,621	2,929	12,236	17,540	11,624	45,951
	合 計	17,640	38,829	205,523	187,715	160,982	135,234	86,117	832,040

(令和５年度については、令和６年１０月１７日現在の数値)

★１・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★２・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

要介護度別の保険給付額

(単位：円)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
3	居宅（介護予防）サービス	202,324,065	453,400,830	4,135,486,764	4,863,946,085	5,101,009,918	4,233,935,863	3,347,614,496	22,337,718,021
	地域密着型（介護予防）サービス	573,704	4,319,213	934,346,540	1,376,556,044	1,655,413,012	1,062,473,458	809,453,239	5,843,135,210
	施設サービス	0	0	328,112,217	815,132,000	2,804,335,187	4,457,730,105	3,317,605,125	11,722,914,634
	合 計	202,897,769	457,720,043	5,397,945,521	7,055,634,129	9,560,758,117	9,754,139,426	7,474,672,860	39,903,767,865
4	居宅（介護予防）サービス	207,946,129	457,244,468	4,301,670,760	4,789,254,308	5,222,151,734	4,466,660,867	3,277,622,767	22,722,551,033
	地域密着型（介護予防）サービス	240,755	5,034,420	1,041,694,870	1,377,681,194	1,682,792,520	1,151,118,029	823,692,019	6,082,253,807
	施設サービス	0	0	381,347,472	808,743,623	3,023,957,409	4,795,071,341	3,336,470,214	12,345,590,059
	合 計	208,186,884	462,278,888	5,724,713,102	6,975,679,125	9,928,901,663	10,412,850,237	7,437,785,000	41,150,394,899
5	居宅（介護予防）サービス	201,772,800	465,767,926	4,649,489,919	4,995,353,273	5,568,492,720	4,902,323,667	3,419,719,442	24,202,919,747
	地域密着型（介護予防）サービス	964,002	4,135,968	1,177,618,222	1,386,339,177	1,711,290,990	1,258,530,125	882,250,674	6,421,129,158
	施設サービス	167,821	0	406,038,415	777,363,585	3,298,391,827	5,081,632,413	3,585,138,390	13,148,732,451
	合 計	202,904,623	469,903,894	6,233,146,556	7,159,056,035	10,578,175,537	11,242,486,205	7,887,108,506	43,772,781,356

(令和 5 年度については、令和 6 年 10 月 17 日現在の数値)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

特定入所者介護(介護予防)サービス費 要介護度別の利用件数

(単位：件)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
3	食費	1	6	1, 183	2, 419	7, 702	8, 922	5, 774	26, 007
	居住費	1	6	1, 166	2, 383	7, 621	8, 698	5, 667	25, 542
4	食費	0	9	1, 041	2, 141	7, 737	8, 753	5, 234	24, 915
	居住費	0	9	1, 025	2, 158	7, 837	8, 979	5, 535	25, 543
5	食費	0	10	1, 083	2, 174	7, 928	9, 436	5, 371	26, 002
	居住費	0	10	1, 058	2, 148	8, 001	9, 721	5, 648	26, 586

(令和 5 年度については、令和 6 年 10 月 17 日現在の数値)

特定入所者介護(介護予防)サービス費 要介護度別の保険給付額

(単位：円)

年度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
3	食費	4, 810	21, 985	16, 337, 794	34, 174, 514	129, 135, 390	161, 726, 492	100, 433, 361	441, 834, 346
	居住費	4, 872	13, 783	8, 273, 982	19, 540, 046	103, 552, 788	120, 867, 307	74, 823, 058	327, 075, 836
	合計	9, 682	35, 768	24, 611, 776	53, 714, 560	232, 688, 178	282, 593, 799	175, 256, 419	768, 910, 182
4	食費	0	28, 480	10, 981, 921	23, 767, 299	95, 002, 966	127, 500, 821	72, 106, 919	329, 388, 406
	居住費	0	26, 593	6, 118, 795	16, 881, 294	111, 057, 129	125, 264, 045	77, 076, 211	336, 424, 067
	合計	0	55, 073	17, 100, 716	40, 648, 593	206, 060, 095	252, 764, 866	149, 183, 130	665, 812, 473
5	食費	0	61, 385	12, 244, 346	23, 665, 919	99, 343, 951	130, 840, 433	73, 231, 280	339, 387, 314
	居住費	0	59, 544	6, 155, 792	17, 183, 978	111, 523, 142	134, 911, 053	79, 886, 027	349, 719, 536
	合計	0	120, 929	18, 400, 138	40, 849, 897	210, 867, 093	265, 751, 486	153, 117, 307	689, 106, 850

(令和 5 年度については、令和 6 年 10 月 17 日現在の数値)

7. 地域支援事業

【地域包括ケア推進課】

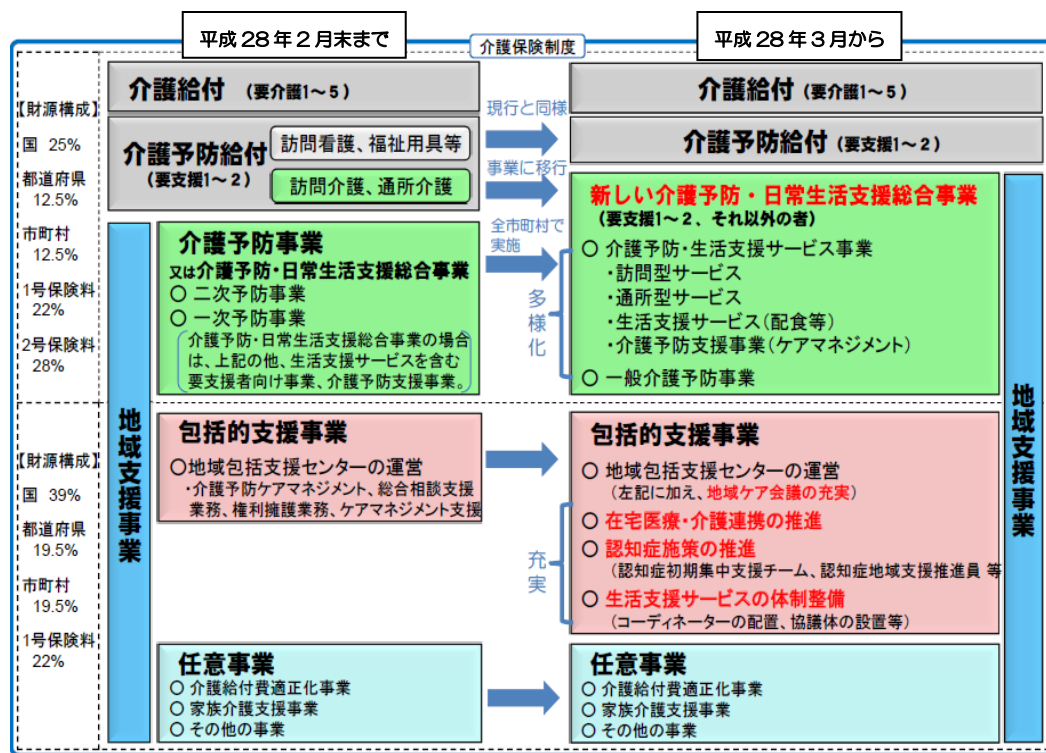
【介護保険課】

【健康づくり課】

地域支援事業は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

平成 27 年 4 月施行の介護保険制度の改正により、地域支援事業の内容が見直され、市町村では、平成 29 年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施することとされましたが、本市では平成 28 年 3 月から総合事業を開始しました。

これにより、要支援者に対する予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」がそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」として総合事業に移行され、「介護予防・生活支援サービス事業」に位置づけられるとともに、介護予防事業（一次予防事業・二次予防事業）が廃止され、総合事業における「一般介護予防事業」へ再編されました。



※第 9 期介護保険事業計画の財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業の 1 号保険料は 23%、2 号保険料は 27%、包括的支援・任意事業の国は 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、1 号保険料は 23%です。

8. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

地域支援事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【介護保険課】

平成28年3月から介護予防訪問型サービス(予防給付で行っていた介護予防訪問介護に相当するサービス)、平成28年4月から介護予防生活支援サービス(介護予防訪問型サービスの基準を緩和したサービス)を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

② 通所型サービス

通所介護相当サービス・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【介護保険課】

平成28年3月から介護予防通所型サービス(予防給付で行っていた介護予防通所介護に相当するサービス)、平成28年7月から介護予防運動機能向上デイサービスと介護予防ミニデイサービス(ともに介護予防通所型サービスの基準を緩和したサービス)を実施しています。

利用者負担につきましては、介護保険の給付と同様、原則として利用料の1割、65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は2割もしくは3割となります。また、利用者負担が高額となる場合は、介護保険の給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業費を支給します。

③ 介護予防ケアマネジメント

【地域包括ケア推進課】

1) 基本チェックリストの実施

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者(事業対象者)ですが、本市では、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを基本チェックリストの実施機関として位置づけ、同センターが行う総合相談支援事業のなかで、必要に応じて基本チェックリストを実施し、事業対象者であるかの判定を行っています。

基本チェックリスト実施状況

(単位: 件)

年度	地域包括支援センター実施		在宅介護支援センター実施		合 計	
		うち対象者該当		うち対象者該当		うち対象者該当
3	31	26	0	0	31	26
4	22	16	1	0	23	16
5	10	9	0	0	10	9

2) 介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターでは、要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助（ケアプランの作成等）を行っています。

なお、その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して実施しています。

介護予防ケアマネジメント実施状況（単位：件）

年度	ケアプラン作成件数	うち委託した数
3	22,715	14,707
4	22,778	14,936
5	22,764	14,354

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業（船橋市健康スケール）

【健康づくり課】

令和元年度から、市独自に開発した高齢者の健康に関する質問票として「船橋市健康スケール」を送付しています。船橋市健康スケールに回答いただくことで、年齢だけでは計れない体の状態を数値化して「元気度」として示すとともに、3年後に要介護・要支援になるリスクを算定しお知らせすることで、自身の生活や健康状態を振り返り、現在の体の状態を知ることができます。また、回答いただいたデータを分析することで、市の一般介護予防事業の事業評価や方向性の検討に役立てています。

介護予防把握事業 船橋市健康スケール実施状況

年度 項目	3	4	5
発送数（件）	80,529	82,807	84,139
回答数（件）	55,213	55,489	51,024
回答率（％）	68.6	67.0	60.6

② 介護予防普及啓発事業（生き生きと若々しく過ごすための教室）

【健康づくり課】

平成28年4月から、地域の高齢者を対象に、介護予防に資する基本的な知識（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防）を普及啓発し、要介護状態等になることを予防するために行う事業を実施しています。コースは、令和5年度より総合型5回コース、柔道整復師運動型5回コースで行っています。

市は介護サービス事業者、スポーツクラブ、接骨院・整骨院などに委託し実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

介護予防普及啓発事業 実施状況

年度	3★ ¹	4★ ¹	5
実施回数（総合型 8 回コース）	24	33	-
参加者数（人）	289	422	-
実施回数（総合型 5 回コース）	40	41	87
参加者数（人）	435	562	996
実施回数（柔道整復師運動型 8 回コース）	41	41	-
参加者数（人）	282	300	-
実施回数（柔道整復師運動型 5 回コース）	-	-	63
参加者数（人）	-	-	442

③ 認知症予防事業

【健康づくり課】

地域の高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣の知識を持つとともに、そのような生活習慣を身につけることで、認知症の予防又は発症時期を遅らせるために行う事業です。

市は介護サービス事業者、スポーツクラブなどに委託し実施しています。

認知症予防事業 実施状況

年度	3★ ¹		4		5	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
認知症予防事業	29	361	30	397	42	550

④ 地域介護予防活動支援事業（アクティブシニア介護予防補助金）

【健康づくり課】

平成 28 年 7 月から開始した、地域の介護予防に資する活動を行う住民団体を支援し、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する事業です。

アクティブシニア介護予防補助金（単位：団体）

年度	3	4	5
補助団体数	60	61	66

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

1) 船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業

【健康づくり課】

平成 28 年 7 月から開始した、地域の住民主体の団体の介護予防に資する活動等に地域のリハビリテーション専門職等を派遣し助言を行うことで、地域の介護予防効果を高め、生活範囲の拡大等にむけた取組を支援する事業です。

船橋市リハビリテーション専門職等派遣支援事業（派遣回数）

年度	3	4	5
延べ派遣団体数（件）	0	5	11
延べ派遣人数（人）	0	7	11

2) 足腰の衰えチェック事業

【健康づくり課】

平成30年9月から開始した、高齢者に客観的な足腰の衰え度合いを簡単な2つのテストで自覚してもらうこと、リハビリ専門職等に運動についてアドバイスをもらい、運動機能が維持できるように生活習慣を見直してもらうこと、重篤な場合には地域包括支援センター等への相談を勧奨することを目的とした事業です。

65歳、70歳、73歳以上の奇数年齢の方等を対象に、2つのモデル地区から開始し、令和2年度から令和4年度は16地区18,106件、16,244件、16,283件の対象者、令和5年度からは全24地区で33,804件の対象者へ実施をしています。

65歳、70歳、73歳以上の奇数年齢の方等を対象に、2つのモデル地区から開始し、令和2年度からは16地区で実施しています。

市は介護サービス事業者、接骨院・整骨院などに委託し実施しています。

足腰の衰えチェック事業

年度	3★ ¹	4	5
利用者数（人）	688	674	1,177
利用率（%）	4.2%	4.1%	3.5%

3) 自立支援型介護予防ケアマネジメント事業

【地域包括ケア推進課】

利用者の生活機能の維持・向上の効果を高め、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントにつなげることを目的とし、リハビリテーション専門職が直接ケアマネジャーに同行して利用者宅を訪問し、利用者及びケアマネジャー等に助言を行う事業です。

自立支援型介護予防ケアマネジメント事業（派遣回数）

年度	3	4	5
利用者人数（人）	30	44	28
訪問回数（回）	37	49	31

9. 包括的支援事業

地域支援事業

基本施策3「高齢者福祉」施策3「相談体制の充実」に掲載しています。

10. 任意事業

地域支援事業

地域の実情に応じ、創意工夫を生かして各種事業を実施しています。

(1) 介護給付等費用適正化事業

【介護保険課】

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合等を実施しています。

(2) 家族介護支援事業

高齢者を介護している人を支援するため、以下の事業を行っています。

①徘徊高齢者家族支援サービス事業

【地域包括ケア推進課】

徘徊により所在不明となった高齢者等を、GPS を使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスです。また、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対応員が現場へ急行し対応します。市は委託し実施しています。

徘徊高齢者家族支援サービス利用状況

年度	利用者(人)
3	99
4	102
5	90

②若年性認知症家族交流会

【地域包括ケア推進課】

若年性認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや疑問を話し合うことで、ご家族の負担軽減を図ります。交流会では認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。

市は公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部に委託し実施しています。

若年性認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数(回)	参加者数(人)
3★1	1	2
4	1	4
5	1	2

③認知症家族交流会

【地域包括ケア推進課】

認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや疑問を話し合うことで、ご家族の負担軽減を図ります。交流会では認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。

市は公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部に委託し実施しています。

認知症家族交流会参加状況

年度	開催回数（回）	参加者数（人）
3★ ¹	4	32
4	5	66
5	5	54

④家族のための介護教室

【地域包括ケア推進課】

家族のための介護教室参加状況

年度	開催回数（回）	参加者数（人）
3★ ¹	2	25
4	3	44
5	3	46

(3) その他事業

高齢者の地域における自立した日常生活を支援するため、以下の事業を行っています。

①介護相談員派遣事業

【高齢者福祉課】

市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設及びグループホームへ各施設月 1 回介護相談員を派遣しています。

介護相談員派遣事業実施状況（単位：施設）

年度	3 ★ ²	4 ★ ²	5
派遣施設数	－	－	24

②住宅改修支援事業

【介護保険課】

住宅改修支援事業実施状況（単位：件）

年度	3	4	5
件数	132	110	120

③認知症サポーター養成事業

【地域包括ケア推進課】

市主催にて市民向け、市内の小中学校、市職員向けに認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成に努めています。また認知症サポーター養成講座の開催を希望される5名以上の団体向けに無料で講師を派遣しています。

認知症サポーター養成講座開催状況

年度	開催回数（回）	サポーター数（人）
3★ ¹	119	8,001
4	139	9,508
5	127	8,680

④在宅介護支援教室

【地域包括ケア推進課】

在宅介護支援教室実施状況

年度	3★ ¹	4	5
開催回数（回）	14	21	43